

○富山市駐車場条例

平成 17 年 4 月 1 日

富山市条例第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づき、富山市が設置する駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市宮城址公園駐車場	富山市本丸 1 番 4 2 号
富山市宮桜町駐車場	富山市桜町二丁目 1 番 1 号
富山市宮総曲輪駐車場	富山市総曲輪二丁目 8 番 3 号
富山市宮富山駅北駐車場	富山市牛島町 2 4 番 2 号

(指定管理者による管理)

第 2 条の 2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 2 条の 3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

(供用時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

- 2 指定管理者は、駐車場の整備その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項ただし書に定める入場及び出場の取扱時間を臨時に変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することができる。

（駐車料金）

第4条 駐車場（富山市営城址公園駐車場に限る。）の料金の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 駐車場（富山市営城址公園駐車場を除く。）の料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

- 3 前項の料金は、別表第2に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

（駐車券の発行）

第5条 指定管理者は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、次の駐車券を発行する。ただし、駐車場の利用状況等を勘案し、その発行を制限することができる。

- (1) 回数駐車券
- (2) 定期駐車券
- (3) パーキングカード

（特別駐車券）

第5条の2 指定管理者（富山市営城址公園駐車場にあっては、市長。次条及び第10条において同じ。）は、商業振興上特に必要と認める団体（以下「特定商業団体」という。）に、駐車場の使用について特定商業団体が利用者に代わり料金（入場したときから2時間までの駐車に係る料金に限る。）を納付することを確約する証票（以下「特別駐車券」という。）の発行を許可することができる。

- 2 第4条の規定にかかわらず、特別駐車券に係る料金の額は、1枚あたり308円とする。

(料金の徴収)

第6条 料金は、利用者から自動車を出場させるときに徴収する。ただし、回数駐車券、定期駐車券又はパーキングカードによる場合は、これを発行するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、特別駐車券に係る料金は、利用者が特別駐車券を使用した日の属する月の翌月の末日までに特定商業団体から徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、指定管理者が定める方法により料金を徴収することができる。

(料金の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金を減免することができる。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた自動車を駐車させるとき。

(料金の還付)

第8条 既納の料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第3条第2項の規定により駐車場の全部又は一部の供用を休止したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(車両の制限)

第9条 駐車場を利用することができる自動車の種類は、道路交通法第3条に規定する普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）並びに同条に規定する大型自動車であ

って乗車定員が30人以上のもの及び同条に規定する中型自動車であって乗車定員が11人以上のもので、規則で定める大きさのものとする。

(駐車の拒否)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 引火性、発火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又はき損するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(禁止行為)

第11条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により駐車場の施設をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(過料)

第13条 市長は、不正の行為により料金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の富山市駐車場条例(昭和46年富山市条例第15号。次項において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日富山市条例第317号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市駐車場条例第5条第1項の規定により発行された駐車券は、この条例による改正後の富山市駐車場条例第5条第1項の規定により発行された駐車券とみなす。

附 則(平成22年9月28日富山市条例第47号)

- この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日富山市条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(富山市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に駐車場に入場し、施行日以後引き続き駐車している自動車に係る駐車料金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日富山市条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条に 1 項を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に駐車場に入場し、同日以後引き続き駐車している自動車に係る駐車料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 7 月 7 日富山市条例第 4 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に駐車場に入場し、施行日以後引き続き駐車している自動車に係る駐車料金の額については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に交付した回数駐車券については、施行日以後においても、当該券面額により使用することができる。

- 4 施行日前に交付した定期駐車券については、施行日以後においても使用することができる。

別表第 1 (第 4 条関係)

1 普通駐車料金

種別		単位	金額 (円)
基本料金		入場した時から 1 時間まで につき 1 台	3 3 0
加算料金	午前 8 時から午後 1 1 時まで	入場した時から 1 時間を超える時間 3 0 分までごとに つき 1 台	1 1 0
	午後 1 1 時から翌日の午前 8 時まで	入場した時から 1 時間を超える時間 1 時間までごとに つき 1 台	1 1 0

2 回数駐車券料金

種別	単位	金額（円）
3 3 0 円 券	1 1 枚 づ り	3 , 3 0 0
1 1 0 円 券		1 , 1 0 0

3 定期駐車券料金

種別	単位	金額（円）
全日券（午前 0 時から午後 1 2 時まで）	1 月 に つ き 1 台	1 6 , 5 0 0
昼間券（午前 8 時から午後 7 時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）		1 3 , 2 0 0
夜間券（午後 6 時から翌日の午前 8 時 3 0 分まで）		9 , 9 0 0

4 パーキングカード料金

種別	単位	金額（円）
3 , 3 0 0 円 相当 券	1 枚 に つ き	3 , 0 0 0
5 , 5 0 0 円 相当 券		5 , 0 0 0

別表第 2 （第 4 条 関係）

1 普通駐車料金

区分	単位	金額（円）
普通自動車等	入場した時から1時間までごとににつき 1台	600
上記以外のもの	入場した時から1時間までごとににつき 1台	1,800

2 回数駐車券料金

種別	単位	金額（円）
1時間券	11枚つづり	6,000

備考 回数駐車券は、普通自動車等の駐車に限り使用することができる。

3 定期駐車券料金

単位	金額（円）
1月につき1台	30,000

備考 定期駐車券は、普通自動車等の駐車に限り使用することができる。

4 パーキングカード料金

種別	単位	金額（円）
3,300円相当券	1枚につき	3,000
5,500円相当券		5,000